

行政文書一部公開決定通知書

5 観名保第 82 号
令和 5 年 7 月 28 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年6月14日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	令和5年6月3日「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」 ①参加者から当日提出された質問意見用紙 ②参加者から終了後に回収した感想記入用紙		
行政文書の公開の日時 及び場所	日時	令和5年7月28日	以降 午前 午後
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号、第5号及び第7号に該当するため、一部を非公開とします。 (第7条第1項第1号) 当該行政文書は、市民討論会において参加者が記入したアンケート用紙であり、本事業に対する参加者の意見等が記載されている。このうち自由記載欄については自筆で書かれたものであり、参加者の率直な意見や感想が記載されている。 これを公にした場合、筆跡や記載内容を元に日頃から参加者の筆跡を見る機会のある者等が参加者である特定の個人を識別しうる可能性があり、その場合、参加者の思想や本事業に関する考え方が知られることになり、個人の権利利益を害するおそれがあるため。		

<p>行政文書の一部を公開しない理由</p>	<p>(第7条第1項第5号) この参加者の自筆のアンケート用紙を公開することは参加者の了解を得ておらず、公開されない前提で記入した参加者も存在すると考えられる。 これを公にした場合、記載内容や筆跡から特定の個人が識別されることをおそれ、今後実施する同様のアンケート調査において協力を得られなかったり、当たり障りのない回答しか得られなくなる可能性があり、事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第1項第7号) 当該行政文書には、障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」等の趣旨に反する内容が含まれており、明らかに公にすることができないと認められるため。</p>
<p>備 考</p>	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。